

○横浜川崎国際港湾株式会社 入札価格調査取扱に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、横浜川崎国際港湾株式会社契約事務規程第7条第2項に基づき、調査基準価格の設定及び調査基準価格に満たない価格での申込が行われた場合の審議等について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 調査基準価格を定める競争入札は、原則として予定概算額（消費税及び地方消費税を含む）が3,000万円以上の請負工事（製造を含む。）とする。

(調査基準価格の算出方法)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき算出した次に掲げる額とする。

一 「直接工事費の額に10分の10を乗じて得た額」、「共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額」、「現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額」及び「一般管理費相当額に10分の5.5を乗じて得た額」の合計額に100分の110を乗じて得た額を加算した額（ただし、その額が、予定価格に10分の9.5を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。）

二 工事等の性質上、前号の規定により難いものについては、同号の規定にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.5の範囲内で経理責任者の定める割合を乗じて得た額

(入札価格調査)

第4条 最低価格入札者（以下「調査対象者」という。）が提示した価格が前条の規定により算出した調査基準価格の額を下回る場合には、調査を行うものとする。

2 前項の調査は、調査対象者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるかどうかについて判断を行うため、次に掲げる事項のうち必要な項目について、当該調査対象者から事情聴取その他の方法により行うものとする。

- 一 当該価格での応札が可能となった理由
- 二 入札金額の積算内訳
- 三 配置現場代理人等名簿
- 四 手持工事の状況
- 五 契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との地理的関係

- 六 手持資材の状況
- 七 資材購入先又は資材リース元の状況
- 八 手持機械の状況
- 九 機械リース元の状況
- 十 労務者の具体的供給見直し
- 十一 過去に施工した公共工事名及びその工事の発注者
- 十二 建設副産物の搬出地
- 十三 下請負契約の予定の有無
- 十四 経営状況
- 十五 その他必要な事項

(最低価格入札者を落札者としない場合)

第5条 前条第1項の調査の結果、次に掲げる場合は、当該調査対象者を落札者とすることのできない。

- 一 積算内訳を調査した結果、以下の事実が判明した場合
 - ア 当該積算内訳の算出根拠が適正でない場合
 - イ 当該契約の内容に係る見積数量が適正でない場合
 - ウ 当該契約の内容に係る材料や製品等について品質及び規格が適正でない場合
 - エ 当該契約の内容に係る労務単価が適正でない場合
- 二 建設副産物の処理が適正でない場合
- 三 前各号に掲げる場合のほか、当該契約の内容に適合した履行がされないとそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認める場合

(次順位価格の入札者等の準用)

第6条 前条の規定に基づき調査対象者を落札者としない場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした次順位者(以下「次順位者」という。)を落札者とするものとする。ただし、次順位者の価格が調査基準価格を下回る場合には、当該次順位者について第4条及び第5条の規定を準用し、調査等を行うものとする。

(落札者とされなかった入札者に対する通知)

第7条 第4条の規定による調査の対象となった者で、かつ、落札者とされなかった入札者に対して、速やかに、落札者とされなかった理由を通知するものとする。

附 則

- 1 この基準の改廃は、担当部長の決裁によるものとする。
- 2 この基準は平成 28 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この要領の改廃は、経営企画部長の決裁によるものとする。
- 2 この要領は 2021 (R3) 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領の施行に伴い、横浜川崎国際港湾株式会社入札価格調査取扱に関する基準は廃止する。